

# 令和6年度

## 銚子市中小企業者向け融資のしおり

### ご利用いただける方

- 1 市内に店舗、工場、事業所等を有する中小企業者であること。
- 2 市内で同一事業を1年以上営んでいること。
- 3 市税の完納者であること。
- 4 小口零細企業資金のご利用にあっては、小規模企業者（従業員が20人〔商業・サービス業は5人〕以下）であること。

### 資金種類、貸付金額

- 1 運 転 資 金…1, 200万円以内
- 2 設備近代化資金…2, 000万円以内
- 3 小口零細企業資金… 450万円以内

### 保証人

- 個人…原則として不要  
法人…原則として代表者のみ

### 取扱金融機関

千葉銀行銚子支店	0 4 7 9 ( 2 2 ) 2 4 0 0
千葉興業銀行銚子支店	0 4 7 9 ( 2 2 ) 8 0 5 0
京葉銀行銚子支店	0 4 7 9 ( 2 2 ) 5 5 0 5
常陽銀行銚子支店	0 4 7 9 ( 2 2 ) 6 6 0 6
筑波銀行波崎支店	0 4 7 9 ( 4 4 ) 8 0 2 1
銚子信用金庫本・支店	
銚子商工信用組合本・支店	

### 問合せ先

- ・上記の取扱金融機関
- ・銚子市役所 観光商工課 産業振興室 0 4 7 9 ( 2 4 ) 8 9 3 2 (直通)

資金名	資金用途	貸付金額	貸付期間	貸付利率	保証人等
運転資金	仕入れ又は手形若しくは買掛金決済等で資金が必要なとき	1,200万円以内	5年以内	1年以内 年2.4%	個人 原則として不要
設備近代化資金	生産設備又は器具の購入及び店舗、工場等の新・増改築で資金が必要なとき	2,000万円以内	10年以内 1年以内の据置期間有		
小口零細企業資金	小規模企業者が、運転又は設備近代化で資金を必要とするとき	450万円以内 ※既存の保証協会の保証付き融資残高との合計で、2,000万円以下となること。	運転 5年以内 設備 10年以内	5年超～10年以内 年3.2%	※担保 必要に応じて

- 市から年に1度、利子補給（年1.64%相当額）が行われます。（利子補給は、市税のほか延滞金等の徴収金も滞納がなく、約定どおり返済した方が対象です。返済中に条件変更が生じた場合は、内容をご報告ください。）
- 本融資は、千葉県信用保証協会の保証に基づき行われますので、信用保証料（0.45%～2.20%、経営状況の区分による）が別途必要となります。

### ◎申込みに必要な書類

1	銚子市中小企業資金貸付申請書 ※	1通
2	信用保証委託申込書、申込人（企業）概要、信用保証委託契約書※後日提出	各1部
3	滞納のないことの証明書（申請者・保証人） 市税の全税目及び全年度の滞納のないことの証明書	各1通
4	印鑑登録証明書（申請者・保証人） 新規申込時のみ必要であり、以降は変更がなければ不要	各1通
5	設備近代化資金のときは、見積書及びカタログ	各1通
6	許認可業種の場合は、許認可証又は登録書	1部
7	決算書等 法人 決算書2期分、決算から6か月後の申込みの場合は、試算表 新規申込みの場合は、法人登記事項証明書（1年以内に発行のもの）、定款 個人 確定申告書2期分	各1部
8	その他 ・申請者の位置図 ・受注明細書（建設業者及び受注生産を行う製造業者） ・建築確認通知書（店舗、工場等の新・増改築のとき） ・宣誓書（飲食業の場合、風俗営業をしていない旨） ・市税納付状況調査同意書	各1部

※ 保証人が法人の理事・取締役等以外のもの場合、保証意思宣明公正証書を添付

※ 銚子市中小企業資金貸付申請書、市税納付状況調査同意書以外は、コピー可。

印鑑登録証明書については、発行日から3か月以内であること。